

令和 2 年 6 月 30 日

横浜市教育長 鯉渕 信也 様

横浜市いじめ問題専門委員会

委員長 影山 秀人

『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の
取組状況について（意見具申）

令和 2 年 6 月 18 日付教人児第 510 号により諮問のありました案件については、
令和 2 年 6 月 18 日の横浜市いじめ問題専門委員会で審議を行い、次のとおり意見を
具申します。

1 案件名

『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の取組状況について

2 意見

別紙、意見書にまとめたので、取組の参考にされたい。

意見書

令和2年6月30日

横浜市いじめ問題専門委員会

1 はじめに

平成29年3月にまとめられた「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」に基づいて進められた、令和元年度の「学校の取組」及び「教育委員会事務局の取組」について、本委員会に意見を求められた（諮問）。

本委員会は、発足以降、複数のいじめ重大事態事案について調査・審議を重ねており、各委員がその専門分野の立場から経験を踏まえ、再発防止の取組について、意見を述べることにした。

本委員会からの意見を参考に、実効性がある再発防止策の取組を更に進めていただきたい。

2 諮問事項

『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の取組状況について

3 諮問事項に対する主な意見

- ・いじめ認知件数は、他都市平均と比べて少ないのではないかと意見がある。一方で、全国でいじめ防止対策推進法に基づき認知件数を把握するようになり、相対的に横浜市の件数が減っているように見えるが、推進法施行前から横浜市は数値をオープンにし、教諭・組織レベルでの把握を大事にしてきているため、その体制が維持されているのであれば信頼できる数値ではないか。
- ・いじめ認知件数が微増傾向とあるが、その受け止めとして、まだまだ認知が十分でないことや、未然防止の取組が進んでいること等を明記してもいいのではないか。
- ・調査の経験上、学校いじめ防止対策委員会が実際に開催されていない学校があるのではないかと疑問に思う。取組状況の報告としては「開催されてはいるものの、実効的な委員会となっているかどうか課題があり、引き続き検証していく」などの位置付けも必要ではないか。

- ・学校いじめ防止対策委員会について、月1回開催の学校が多いが、重大な事案が発生した際は月に複数回開催して対応すべき。教育委員会事務局において、学校から月1回開催の報告を受けた際にきちんと内容を確認すべき。
- ・いじめ再発防止のための教職員研修の中で、新型コロナウイルス感染症への偏見、いじめを防止する手立てなどがあれば、次年度以降も含め、検証して取り組む等の記載があるとよい。
- ・「子どもの社会的スキル横浜プログラム」は対人交流、体験活動の場として効果的であることは実証されている。開発後10年以上経ち、日々更新されていると思うが、積極的に活用されていないイメージがある。実践推進校が計8校というのは少なく、今後しっかり拡充して欲しい。
- ・調査を進める中で、「子どもの社会的スキル横浜プログラム」で教員がアセスメントを行っても、きちんと評価できずに正しいプログラムに移行できないケースが若干あり、プログラムの趣旨が十分に生かされていないのは残念である。指導者養成研修も実施されているが、もっと意味合いとか効果を理解しながら実践できるよう、さらに研修を深めていただきたい。
- ・学校担当指導主事とスクールソーシャルワーカー（SSW）による支援例において、具体的に、SSWなどのアプローチにより、いじめによる不登校の生徒が登校できるようになったという事例の記載は、いじめに悩む児童生徒や家庭にとっては光が見える内容である。
- ・緊急対応チームの指導主事による学校訪問件数が減少傾向にある一方で、進捗管理を行う困難な案件は増加傾向にあるとのことだが、困難な案件が増加すれば、手厚い支援が必要となり、学校訪問の回数も増加するのが自然と考える。初動で対応し、その後に学校担当指導主事に引き継いだため、学校訪問回数が減ったということであれば、それが分かるような表現にすべき。

- ・ 小学校高学年における一部教科分担制の推進の中で、1人の児童に複数の教員が関わることから「児童の心の安定」につながるとの成果が見られるとあるが、教員のアンケート結果だけでは、この解釈に飛躍があるのではないか。
- ・ 調査を進める中で、相談窓口に電話をしてもなかなかつながらなかったとの声を聴くことがあり、「学校生活あんしんダイヤル」がそのような状況になっていないか心配である。

4 おわりに

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象とした再発防止・未然防止の観点が必要である。元年度のいじめ認知件数の増加は、引き続き、いじめに対する定義理解の深まりを表していると捉えることが出来る。学校や教育委員会事務局における更なる体制の充実を図り、再発防止の取組を進めていただきたい。

教人児第 510 号
令和 2 年 6 月 18 日

横浜市いじめ問題専門委員会
委員長 影山 秀人 様

教育長 鯉渕 信也



『いじめ重大事態に関する再発防止策』
令和元年度の取組状況について（諮問）

横浜市いじめ問題対策連絡協議会等条例第11条の規定に基づき、いじめ防止対策推進法第28条第1項にかかる調査に関する再発防止策について、次の事項を諮問します。

- 1 『いじめ重大事態に関する再発防止策』令和元年度の取組状況について

（諮問理由）

教育委員会では、平成 29 年 3 月に「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」をまとめ、再発防止の取組を進めてきました。再発防止策として「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」に係る令和元年度の取組状況について、御意見を伺います。

【担当】教育委員会事務局
人権教育・児童生徒課
電話：045-671-3296
FAX：045-671-1215